

○鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱

平成 28 年 3 月 25 日告示第 42 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、子どもを安全に安心して生み育てられる子育てしやすいまちづくりを推進するため、子育てに必要な育児用品を購入することについて、その一部を助成する鹿屋市かわいい孫への贈り物事業（以下「事業」という。）を実施することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児用品 対象となる乳児が使用するもので、店舗において育児用品として取り扱うものをいう。
- (2) おむつ助成券 令和 6 年 3 月 31 日までに申請した者を対象とし、紙おむつ、布おむつ及びおむつカバー（以下「おむつ等」という。）を購入する場合に、その料金の一部を助成することを目的として市が発行する助成券をいう。
- (3) 育児用品購入助成券 令和 6 年 4 月 1 日から申請する者を対象とし、育児用品を購入する場合に、その料金の一部を助成することを目的として市が発行する助成券をいう。
- (4) 乳児 本市に住民登録を有し、かつ居住している満 18 歳に満たない者（次号において「児童」という。）のうち、満 1 歳に満たないものをいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、本市に住民登録を有し、かつ、現に児童を監護するものをいう。
- (6) 店舗 市内に店舗を有し既に育児用品の販売実績があり、かつ、本事業の趣旨に賛同する店舗をいう。

(助成の対象)

第 3 条 事業の助成の対象は、平成 28 年 4 月 1 日以後に出生した乳児（以下「支給対象児」という。）とし、その保護者に対して助成するものとする。

- 2 事業の助成の対象のうち、育児用品購入助成券の交付は令和 6 年 4 月 1 日以後の申請者を対象とし、令和 6 年 3 月 31 日までの申請者にはおむつ助成券を交付するものとする。
- 3 前項のおむつ助成券のうち、未使用のまま有効期限を過ぎたもので、申請日

から1年を経過していない場合に限り、新たな有効期限を示した育児用品購入助成券と交換できるものとする。ただし、当該育児用品購入助成券の有効期限は、交換前のおむつ助成券の交付があった日から1年後の日とする。

(育児用品購入助成券の交付申請)

第4条 支給対象児の保護者（以下「助成対象者」という。）が助成を受けようとするときは、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券交付申請書（別記第1号様式）に、身分が証明できるもの及び母子手帳を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下「助成申請」という。）は、当該支給対象児の誕生日から1歳の誕生日の前日までに行わなければならない。

(育児用品購入助成券の額等)

第5条 育児用品購入助成券の額は、1枚1,000円とし、支給対象児1人に対して12枚を限度として交付する。

2 おむつ助成券及び育児用品購入助成券の有効期間は、その交付を受けた日から1年間とする。

(育児用品購入助成券の交付)

第6条 市長は、第4条の規定による助成申請があった場合は、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券（別記第2号様式）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により育児用品購入助成券を交付したときは、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券交付台帳（別記第3号様式）にその旨を記録し、育児用品購入助成券の交付状況を常に明らかにしておかなければならない。

(指定事業者)

第7条 この要綱による事業で利用できる店舗として指定を受けようとする者は、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券取扱事業者指定申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定申請書の提出があった場合は、事業で利用できる店舗として適当と認める事業者を鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券取扱事業者（以下「指定事業者」という。）として指定し、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券取扱事業者指定書（別記第5号様式）

を交付するものとする。

(指定事業者の取消等)

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他指定業者の責めに帰すべき事由により、事業を継続することができないと認めるときは、指定事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 指定事業者が指定の取消しを申し出たとき。
- (3) 取扱店の故意による不正使用等があったとき。
- (4) 虚偽その他不正の行為により、請求を行ったとき。
- (5) その他育児用品購入助成券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 市長は、前項の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券取扱事業者指定取消書（別記第6号様式）により、指定事業者に通知するものとする。

3 市長は、指定事業者が第1項第3号又は第4号に該当し、必要があると認めるときは、受領した育児用品購入助成券に対して支払いを受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 指定事業者は、第1項の規定による指定事業者の取消しにより生じた損害の賠償を市長に請求することができないものとする。

5 第1項の規定により、市長が指定業者の指定を取り消した場合において、指定事業者であった者が既に受領した育児用品購入助成券を有する場合は、当該育児用品購入助成券に係る請求を行えるものとする。

(育児用品購入助成券の利用等)

第9条 育児用品購入助成券の交付を受けた助成対象者（以下「受給者」という。）は、助成対象期間内に第7条第2項で指定を受けた指定事業者で育児用品を購入する際に、育児用品購入助成券を利用することができる。

2 前項の場合において、購入しようとする育児用品の額が育児用品購入助成券の額面を超えた場合は、その差額は受給者において負担するものとし、又、育児用品購入助成券の額面を下回った場合は、その差額の払戻しはしないものとする。

3 紛失による育児用品購入助成券の再発行は行わない。ただし、育児用品購入助成券を汚損した場合に限り、汚損した育児用品購入助成券と引き換えに新たな育児用品購入助成券を交付できるものとする。

4 前項に該当し、育児用品購入助成券の交換を希望する者は、鹿屋市かわいい孫への贈り物事業育児用品購入助成券交換申出書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第10条 受給者は、交付を受けた育児用品購入助成券を他人に譲渡し、又は使用させてはならない。

（おむつ助成券の返還等）

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、未使用のおむつ助成券があった場合は、おむつ助成券の返還を命ずることができる。

- （1）支給対象児が死亡し、又は市外に転出したとき。
- （2）育児用品購入助成券を第三者に譲渡したとき。
- （3）育児用品購入助成券の記載事項を改変して使用したとき。
- （4）虚偽その他不正の行為により、育児用品購入助成券の支給を受けたとき。
- （5）支給対象児が本事業以外の他の制度により、助成を受けられることとなったとき。
- （6）その他育児用品購入助成券の支給に関する市長の指示事項を遵守しないとき。

2 市長は、前項第2号から第6号のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、当該受給者が既に使用した育児用品購入助成券の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（助成金の請求手続）

第12条 指定事業者は、毎月初日から末日までに受領した育児用品購入助成券を集計し、翌月の10日までに鹿屋市かわいい孫への贈り物事業助成金交付請求書（別記第8号様式）に添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、当該請求の内容を審査し、これを適正と認めたときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 鹿屋市かわいい孫への贈り物事業の実施に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成29年3月31日告示第78号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日告示第69号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日告示第194号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 鹿屋市かわいい孫への贈り物事業の実施に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

3 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

4 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の鹿屋市かわいい孫への贈り物事業実施要綱第7条の規定により指定されているおむつ助成券取扱事業者は、引き続き育児用品購入助成券取扱事業者とみなす。